平成２２年（フ）第１１１５号
東京都渋谷区東１丁目28番６－401号、旧住所埼玉県上尾市大字領家101番地１
債務者　貝沼　武義
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大倉　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１６号
埼玉県上尾市大字領家101番地１
債務者　貝沼ミヨシ
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大倉　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１７号
東京都渋谷区東１丁目28番６－401号、旧住所埼玉県上尾市大字領家101番地１
債務者　貝沼　葉子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大倉　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５４２４号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目19番13号
債務者　松井　和子（旧姓下田代）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４２８号
大阪市住吉区苅田５丁目18番20号　キングスアヴェニューアビコ、501号
債務者　柿谷　由佳
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４３０号
大阪市平野区長吉長原東３丁目９番21－503号
債務者　中上富士子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４３５号
大阪府守口市高瀬町２丁目13番４号
債務者　梅木由美子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４４号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷729番地３　溝川ハイツ403
債務者　副枝　直美
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６８号
札幌市豊平区平岸６条13丁目７番６号　レジデンス鈴木201号
債務者　渡邉　友希
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０７号
札幌市厚別区もみじ台東５丁目１番33－407号
債務者　宮脇　順子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８９４号
札幌市南区真駒内本町７丁目２番１－304号
債務者　鹿庭利代子（旧姓小端）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３８号
札幌市清田区美しが丘３条５丁目８番２－906号
債務者　小野　廣子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９６７号
札幌市豊平区美園７条８丁目６番12号　コーポひまわり102号
債務者　澁谷　　博
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９７７号
札幌市北区屯田７条１丁目２番11号
債務者　佐藤　廣志
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０６７号
札幌市中央区南４条西24丁目１番16－103号
債務者　木幡　愛美
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０７５号
札幌市白石区本通３丁目北３番15－201号
債務者　藤林　大志
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０７６号
札幌市白石区本通３丁目北３番15－201号
債務者　藤林　輝世（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部